平成２４年（フ）第１号
石川県加賀市源平町15番地
債務者　藤森ひとみ
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第２４６号
長野市川中島町上氷鉋904番地１、住民票上の住所長野市川中島町上氷鉋973番地の９
債務者　近藤　佳代
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４１７号
京都市南区上鳥羽岩ノ本町９番地　ラ・セーヌＴＭ103
債務者　井上　　祐
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７７２号
京都市西京区山田開キ町５番地20
債務者　窪田　利香
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０９号
京都市北区上賀茂池殿町34番地１
債務者　姜　　栄峰
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８５４号
京都市右京区西京極南衣手町56番地　サンハイツ花水木１－Ｄ
債務者　鴻池　尚美
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８７６号
兵庫県尼崎市久々知西町２－９－17　アコペッカ内、住民票上の住所神戸市北区有野台５丁目４番Ｂ43棟303号
債務者　小笠原　玖
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９９１号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目33番地の６　東園田マンション106号
債務者　吉永　　広
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３１号
北海道網走市南９条西３丁目５番地の１　サイトウマンション３階
債務者　浅見　　真
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
福島県いわき市郷ケ丘２丁目６番地の16
債務者　熊田まゆみ（旧姓田口・宍戸）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２０１号
福島県いわき市内郷高野町反田41番地の10
債務者　小野善次郎
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２０２号
福島県いわき市内郷高野町反田41番地の10
債務者　小野　靖乃
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第３８４号
福井市西学園１丁目601番地
債務者　永岡　重通
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９５号
福井市二の宮５丁目５番10号
債務者　戸田加代子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９８号
福井市高木町第24号20番地
債務者　今津　幸恵
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１０号
福井県丹生郡越前町血ヶ平第109号１番地
債務者　西村　友陽
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４５３号
兵庫県宝塚市山手台西４丁目13番７－308号
債務者　田村　和子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４５５号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番２－402号、申立時の住所兵庫県宝塚市中筋山手２丁目９番10－102号
債務者　江村　武彦
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部